

003G5GTN

352058

第一号様式(1)

大量保有報告書

(法第27条の23第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.18

(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 平川 修 報告義務発生日 平成15年7月1日  
 東京都港区六本木一丁目6-1泉ガーデンタワー  
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利法律事務所 平成15年7月7日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

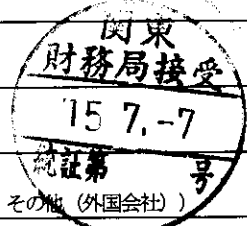
発行会社の名称	クラリオン株式会社	会社コード	6796
		※ ① 上場 2 店頭	
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	東京都文京区白山5-35-2		

頁 / 総頁 1 / 3

提出者及び共同保有者の総数	1名
提出形態	※ ① 連名 ② その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他(外国会社))	
フリガナ(カタカナ) 氏名又は名称	エイチ ビー ケー・インベストメンツ・エル ピー HBK Investments L.P.
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 75201 テキサス州、ダラス、スウィート 700、クレセント・コート 300 300 Crescent Court, Suite 700, Dallas, Texas 75201
フリガナ(カタカナ) 旧氏名又は名称	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	〒
個 人	生年月日 年 月 日 (フリガナ) ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 勤務先名称 職 業 勤務先住所
法 人	設立年月日 1995年11月20日 (フリガナ) ケビン・オニール 代表者役職 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成 代表者氏名 Kevin O'Neal マネジング・ディレクター
人 事 業 内 容	投 資 業
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目6-1泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 前山 信之 電話番号 03(6888)1134



3 保有目的

投 資
-----

第一号様式(1)

提出者(大量保有者)の氏名又は名称 HBK Investments L.P.

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	0株	株	51,120,000株						
新株引受権証券	A 0株	/	G 0株						
新株予約権証券	B 0株		H 0株						
新株予約権付社債券	C 0株		I 0株						
対象有価証券カバードワラント	D 0		J 0						
株券預託証券	0	0	0						
株券関連預託証券	E 0	0	K 0						
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0						
合計	M 0株	N 0株	O 51,120,000株						
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (2003年3月28日現在)</td> <td>S 282,744,185株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td>18.08%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券等保有割合</td> <td>20.74%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (2003年3月28日現在)	S 282,744,185株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	18.08%	直前の報告書に記載された株券等保有割合	20.74%
発行済株式総数 (2003年3月28日現在)	S 282,744,185株								
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	18.08%								
直前の報告書に記載された株券等保有割合	20.74%								
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 51,120,000株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年5月23日	普通株券	11,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年5月26日	普通株券	4,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年5月27日	普通株券	86,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年5月28日	普通株券	115,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年5月29日	普通株券	178,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年5月30日	普通株券	212,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月2日	普通株券	330,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月3日	普通株券	500,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月4日	普通株券	966,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月5日	普通株券	500,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月6日	普通株券	345,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月9日	普通株券	290,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月10日	普通株券	708,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月11日	普通株券	329,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月12日	普通株券	95,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月13日	普通株券	336,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月16日	普通株券	421,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月17日	普通株券	1,166,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月18日	普通株券	205,000株	※ 1 取得 ② 処分	

2003年6月19日	普通株券	168,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月20日	普通株券	2,000,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月23日	普通株券	547,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月24日	普通株券	450,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月25日	普通株券	500,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月26日	普通株券	125,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月27日	普通株券	405,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年6月30日	普通株券	400,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2003年7月 1日	普通株券	5,638,000株	※ 1 取得 ② 処分	

第一号様式(3)

発行会社の会社コード 6796

頁 / 総頁 3 / 3

提出者(大量保有者)の  
氏名又は名称 HBK Investments L.P.

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

- 提出者は、上記4記載の全保有株式の所有者であるHBK Master Fund L.P. (エイチビーケー・マスター・ファンド・エルピー) との間で締結された投資-任契約に基づき当該全株式を保有するものである。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	T	借入金額計(千円)	U
-----------	---	-----------	---

その他(千円)(具体的に)  
7,492,348 (預かり金)

その他金額計(千円) V 7,492,348

取得資金合計  
(T+U+V)(千円) 7,492,348

(2) 借入金の内訳

番号	※(フリガナ) 名称(支店名)	業 績	※(フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借入目的	金額(千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that HBK Investments L.P. (the "Company"), a limited partnership organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America, and having its principal office located at 300 Crescent Court, Suite 700, Dallas, Texas 75201, U.S.A., does hereby constitute, designate and appoint Osamu Hirakawa, Esq. (a member of Daini Tokyo Bar Association) and Nobuyuki Maeyama, Esq. (a member of Daini Tokyo Bar Association) (hereinafter collectively referred to as the "Attorneys"), as its lawful attorney and attorney-in-fact, each with full and several power and authority to perform each and all of the following acts for and on behalf of the Company.

1. To prepare, execute, file and prosecute, and generally to represent the Company in connection with the Large Holding Report, Change Report Relating to Large Holding Report and other relevant required reports and documents ("Reports") to be filed with the Director of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law (Law No.25 of 1948, as amended) in relation to the Company's shareholding in Clarion Co., Ltd.
2. To prepare, execute and file any amendments to the said Reports.
3. To do, execute and perform any and all other acts (including filing reports in accordance with the relevant laws) that the Attorney may deem necessary or expedient in relation to the Company's shareholding in Clarion Co., Ltd.
4. To appoint one of more sub-attorneys to act on its behalf with respect to all of the powers granted hereinabove.

The Company hereby ratifies and confirms all that the Attorneys shall lawfully do by virtue of this Power of Attorney and agrees that this Power of Attorney is governed by the laws of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by Kevin O'Neal, Managing Director of the company, on this 25<sup>th</sup> day of March, 2003.

HBK INVESTMENTS L.P.

KKR  
By: 

Kevin O'Neal  
Managing Director

(訳文)

## 委 任 状

本委任状により下記事項を証する。

アメリカ合衆国テキサス州法に基づき設立され、現存し、アメリカ合衆国テキサス州ダラス、スイート 700、クレセント・コート 300 にその主たる事務所を有する法人エイチ ビー ケー・インベストメンツ・エル ピー (以下「当社」という。) は、本書面により、弁護士平川修 (第二東京弁護士会所属) および弁護士前山信之 (第二東京弁護士会所属) を代理人 (以下「代理人」と総称する。) の各人をそれぞれ単独で当社を代理して下記の行為を行う代理人に任命する。

1. 当社によるクラリオン株式会社の株式保有に関し、証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号その後の改正を含む。) に基づき日本国関東財務局長に対し提出すべき大量保有報告書、変更報告書ならびにその他関連して必要な報告書および書面を作成し、署名し、提出し、遂行し、それに関する一切の行為につき会社を代理すること。
2. 上記報告書の訂正報告書を作成し、署名し、提出すること。
3. クラリオン株式会社の株式保有に関連して各代理人が必要または適切とみなすその他の行為 (適用法令に従った報告書の提出を含む。) を行い、執行しまたは履行すること。
4. 上記において授与されたすべての権限に関連して、代理人に代って行為する 1 名または 2 名以上の復代理人を選任すること。

当社は、代理人が本委任状により法律上行う一切の行為をここに承認し、確認し、かつ本委任状は日本法に準拠する旨同意する。

上記の証として、当社は 2003 年 3 月 25 日、本委任状に当社マネージングディレクター、ケビン・オニールをして当社の名において、当社を代表して署名せしめた。

エイチ ビー ケー・インベストメンツ・エル ピー  
(署名) ケビン・オニール

ケビン・オニール

エイチビーケー・インベストメンツ・エルピー  
マネージングディレクター